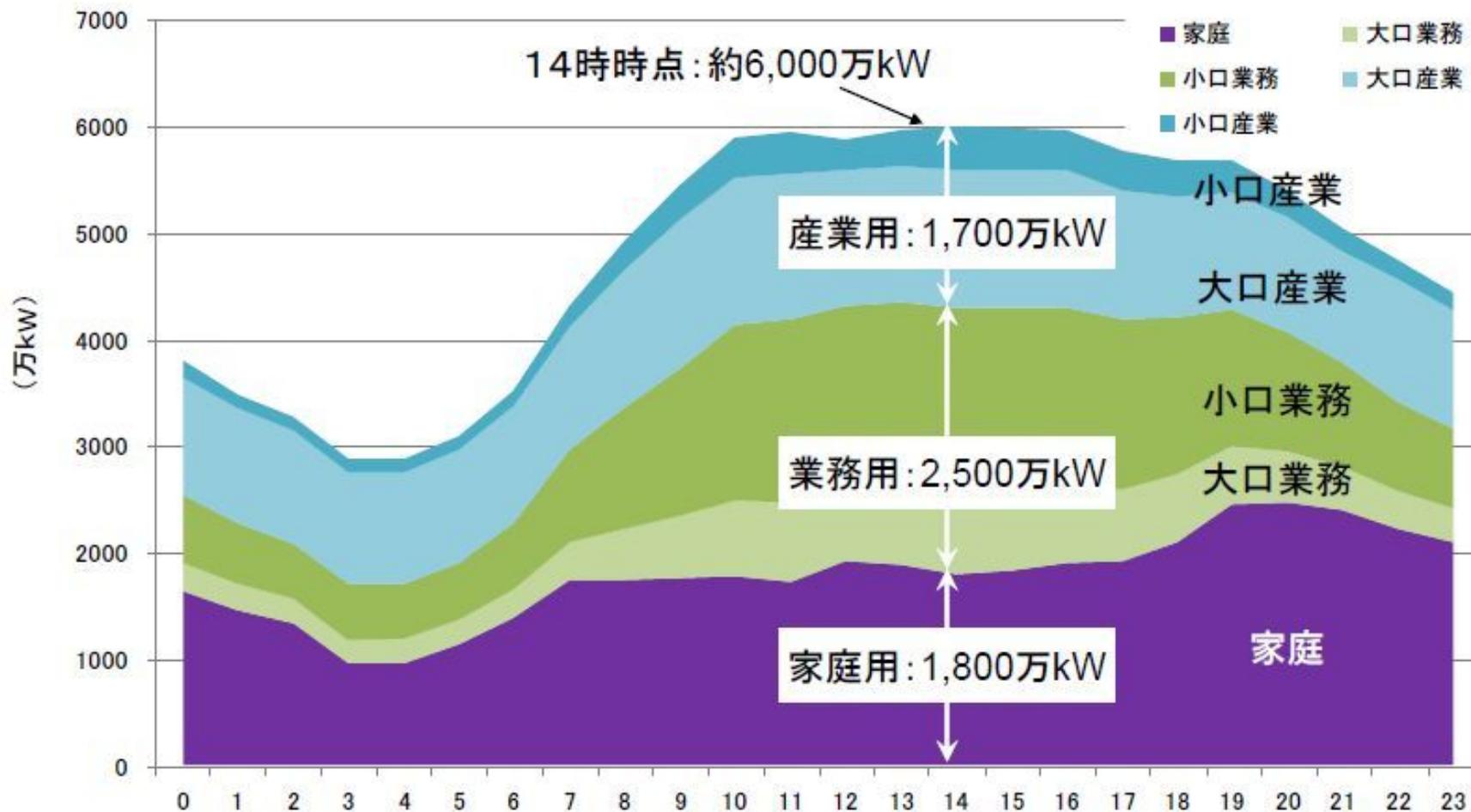


# 電力抑制後の自社及び 保有ビル・協会の節電状況

東京建物株式会社  
碓氷 辰男

# 夏期最大ピーク日の需要カーブ推計(全体)

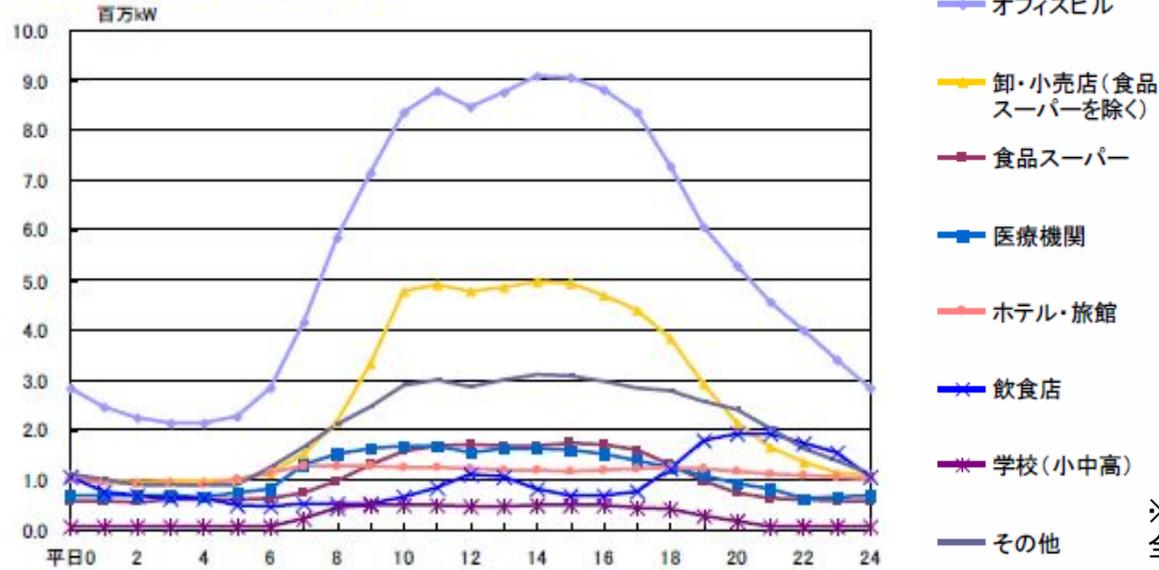


注1: 送電ロス分約10%を含む

注2: ここで「14時」とは、14～15時の平均値を指す。以下同じ。

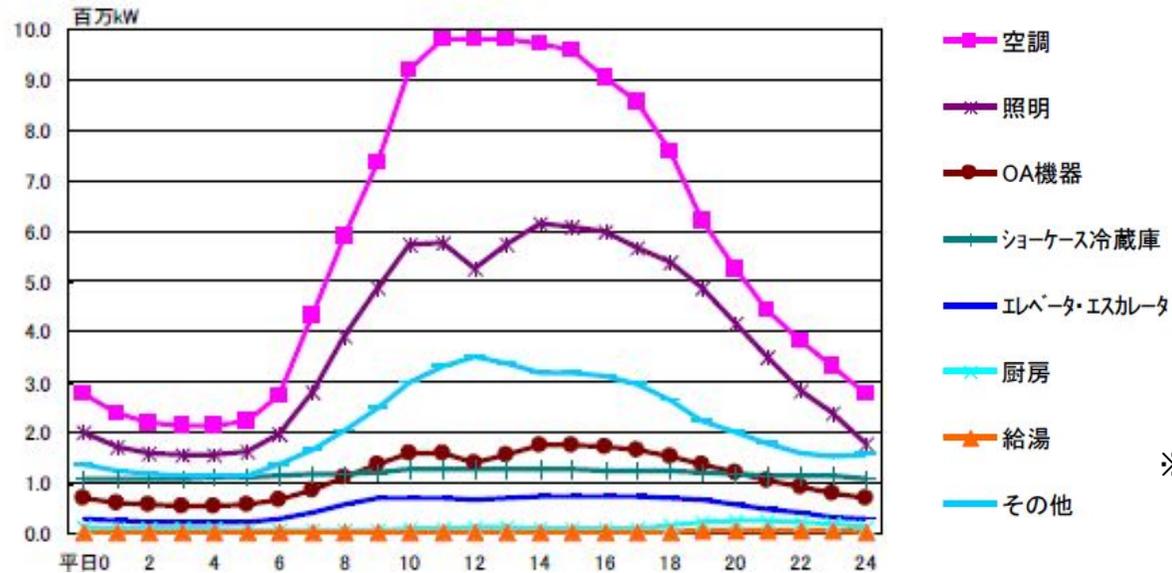
# 業種及び機器別の比較

## 【時間帯別電力需要(業種別)】



※学校の需要については、全体に積上げる際には夏休み期間の需要を用いた他、平日の需要構造も別途推計。

## 【時間帯別電力需要(機器別)】



※送電ロスを含まない

# 制度面の対応

## 1. オフィスビル等の室内温度についての対応

- ・今次の節電対策として、各企業がオフィスビル等の室温設定を見直す場合あつては、まず、**室温を28℃とする**ことについて、改めて強く推奨し、各需要家の取組の徹底を図るところを基本とする。
- ・なお、需要家の自主的な行動として**室温を29℃に引き上げる**ことも考えられることであり、その場合には、熱中症の発症の危険性や心身への負荷が高まらないように、十分な工夫を行い、適切な換気や扇風機の使用等により風通しを良くするなど室内環境への配慮の徹底、作業強度の適切な管理などが行われるよう、需要家に十分に周知を図る。

## 2. オフィスビル等の照度についての対応

- ・オフィスビル等の照度については、幅を持って認められている**JISの照度基準値の下限值**を経済産業省において明確化、周知することにより、需要家の適切な照度利用を促す。また、官公庁においても民間と同様の対応を図る。

## 3. オフィスビル等の換気についての対応

- ・オフィスビル等の換気については、建築物衛生法及び労働安全衛生法上の室内**CO2濃度基準を周知**することで、過度な換気による過大な電力消費及び冷房効率低下の抑制を促す。

# 電気事業法27条の使用制限の内容

## 使用制限の内容(使用できる電力の上限)

・使用制限期間・時間帯における使用最大電力を、昨年夏の使用最大電力等(基準電力)の85%以内(削減率15%)に制限

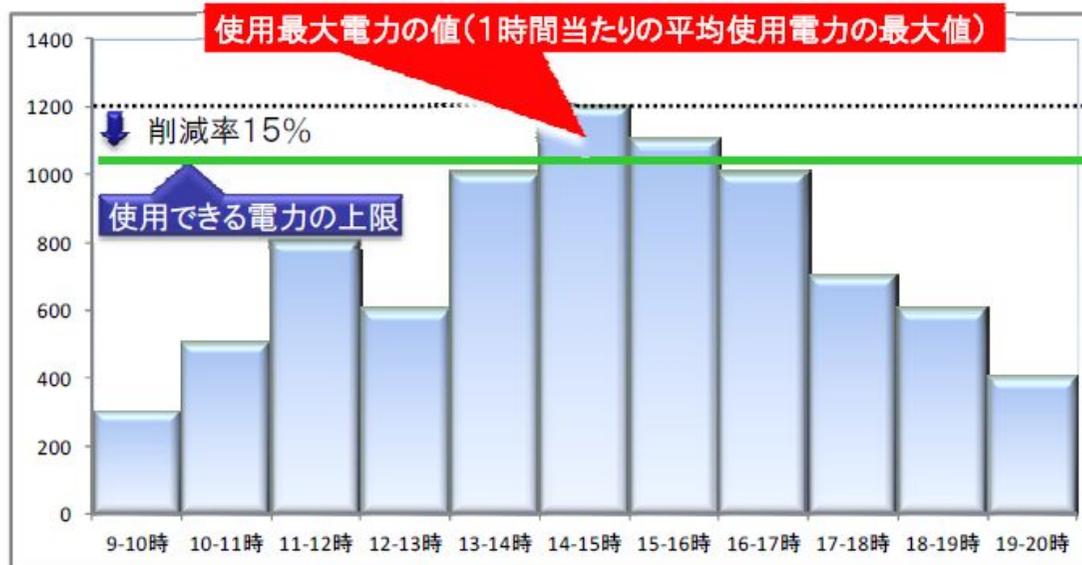
## 使用制限の期間・時間帯(指定する期間・時間)

- ・使用制限を行う期間・時間帯は、以下のとおり。ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。すなわち、夜間を除く平日昼間の制限となる。
- ・東北電力管内:平成23年7月1日～9月9日 9時～20時
- ・東京電力管内:平成23年7月1日～9月22日 9時～20時

右のグラフの場合、

- ① 昨夏の使用最大電力は1200kW(使用電力の瞬間最大値ではなく、**1時間あたりの平均使用電力の最大値**であることに注意)。
- ② ①の値に0.85を乗じて得た値が、今夏使用できる電力の上限である1020kWとなる。
- ③ よって、今夏の使用制限期間・時間帯における1時間あたり使用最大電力が1020kWを超えないよう、電気を使用する必要がある。

昨夏の使用電力の最大値を記録した日の使用電力の推移



# テナントビルに係る措置について【省令及び運用】

1. テナントビルのオーナーに対し、テナントの電気の使用状況の把握とテナントへの情報提供に努めることを求める

2. テナントに対し、上記情報を活用しつつ、電気の使用抑制に努めることを求める

テナントビルにおいては、電気事業者と直接需給契約を締結しているオーナーに対して、使用制限がかかる。なお、オーナーが電気の使用をコントロールできる部分(ビルの共有部)以外の使用削減が十分図られなかったことにより使用制限に違反した場合には、一般的には故意は認められないと解する。

3. テナントビルにおける入居率の増加を踏まえた緩和措置

テナントビルにおいて、基準期間のテナントの入居率が低かったが、その後入居率が増加した場合に、低い入居率を前提とした「使用できる電力の上限」の設定は実態にそぐわないことから、告示第5条第1項10号の緩和措置として、以下を講じる。

以下の算定式で求められる数値が0.2以下である場合には、「通知書に記載されている使用出来る電力の上限」に(算定式で求められる数値+1)を乗じて得た値と契約電力に0.85を乗じて得た値のいずれか小さい方を上限とする。

$$\frac{(\text{制限緩和申請時点のテナント入居面積} - \text{基準期間末日のテナント入居面積})}{(\text{総床面積})}$$

4. テナントが制限緩和対象設備である場合の扱い

基本的には制限緩和措置の適用はないが、ビルオーナーと同一視できる場合に限り例外的に制限を緩和、但し使用制限の対象者であるビルオーナーが制限緩和申請をすることが前提。

同一視とは、制限緩和の対象設備を有するテナントが当該ビルの総面積を賃借している場合(但し告示緩和措置あり)

# 27条による罰則について

## 罰則の内容

- ・故意による使用制限違反は100万円以下の罰金の対象となる。なお、使用制限は1時間あたりの使用電力で課すことから、1時間単位で制限値を超えれば使用制限違反となる(例:5時間超えた場合は5回の違反となる)。

## 「使用できる電力の限度」の超過について

「使用できる電力の限度」を超過

瞬間的に使用電力が「使用できる電力の限度」を超過しても1時間あたり使用電力量が下回っていれば、違反とはならない。



# 小口需要家の節電行動計画フォーマット【オフィスビルの例】

オフィスビルの節電行動計画フォーマット

契約電力500kW未満の事業者向け

## ■節電行動計画

事業者名

責任者名

## 節電目標

## 節電実績

### ■ 夏期の需要抑制目標

- 以下の需要抑制目標に応じて、ピーク期間・時間帯(※)を中心に、最大使用電力の抑制をお願いします。  
※7～9月の平日の9時から20時

大口需要家 (500kW以上) : 15%  
小口需要家 (500kW未満) : 15%  
家庭 : 15%



図1: 東京電力管内の昨夏の最大ピーク需要の内訳

### ■ オフィスビルの電力消費の特徴

#### 1日の電気の使われ方(夏期のピーク日)

- 平均的なオフィスビルにおいては、昼間(10時～17時)に高い電力消費が続きます。
- 夜間の消費電力は昼間に比べ**30%程度**になります。

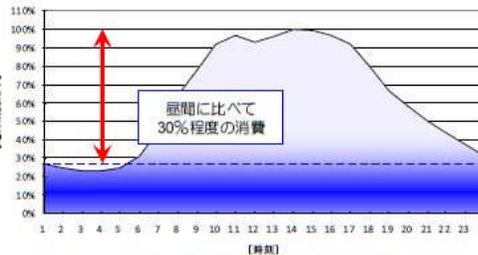


図2: 平均的なオフィスビルにおける電力需要カーブのイメージ  
出典: 資源エネルギー庁推計

#### 電力消費の内訳(ピーク時: 14時前後)

- 電力消費のうち、空調用電力が約48%、照明及びOA機器(パソコン、コピー機等)が約40%を占めます。
- これらを合わせると電力消費の約88%を占めるため、これらの分野における節電対策は特に効果的です。

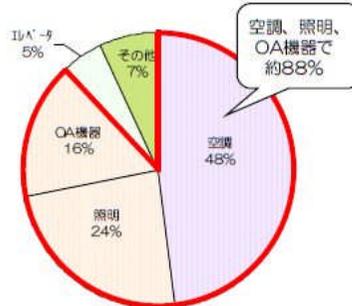


図3: 平均的なオフィスビルにおける用途別電力消費比率  
出典: 資源エネルギー庁推計

### 5つの基本アクションをお願いします

項目	内容	建物全体に対する節電効果	実行チェック
照明	・執務エリアの照明を半分程度間引きする。	13%	
	・使用していないエリア(会議室、廊下等)は消灯を徹底する。	3%	
空調	・執務室の室内温度を28℃とする(または、風通しなど室内環境に配慮しつつ、28℃より若干引き上げる)。	4% (+2℃の場合)	
	・使用していないエリアは空調を停止する。	2%	
OA機器	・長時間席を離れるときは、OA機器の電源を切るか、スタンバイモードにする。	3%	

### さらに節電効果が大きい以下のアクションも検討してください

空調	・室内のCO <sub>2</sub> 濃度の基準範囲内で、換気ファンの一定時間の停止、または間欠運転によって外気取入れ量を調整する(外気導入による負荷を減らすため)。	5%	
	・日射を遮るために、ブラインド、遮熱フィルム、ひさし、すだれを活用する。	3%	
その他	・冷凍機の冷水出口温度を高め設定し、ターボ冷凍機、ヒートポンプ等の動力を削減する(セントラル式空調の場合)。	2%	
	・複数の事業者で交代で休業する。 (グループに分けて、輪番で週二日休業した場合)	14%	

### メンテナンスや日々の節電努力もお願いします

照明	・昼休みなどは完全消灯を心掛ける。 ・従来型蛍光灯を、高効率蛍光灯やLED照明に交換する。 (従来型蛍光灯からHf蛍光灯又は直管形LED照明に交換した場合、約40%消費電力削減。)		
空調	・フィルターを定期的に清掃する(2週間に一度程度が目安)。		
	・電気室、サーバー室の空調設定温度が低すぎないかを確認し、見直す。 ・室外機周辺の障害物を取り除くとともに、直射日光を避ける。 ・電気以外の方式(ガス方式等)の空調熱源を保有している場合はそちらを優先運転する。 ・朝の涼しい時間帯から設備を起動したり、分散起動すること(複数台数の場合)により、立上げによるピーク電力上昇を抑制する。		
コンセント動力	・エレベーターやエスカレーターの稼働を半減または停止する。 ・電気式給湯機、給茶器、温水洗浄便座、エアタオル等のプラグをコンセントから抜く。		
その他	・自動販売機の管理者の協力の下、冷却停止時間の延長等を行う。 ・デマンド監視装置を導入し、設定を契約電力のΔ15%とし、警報発生時に予め決めておいた節電対策を実施する。 ・コージェネレーション設備を所有している場合は、発電優先で運転する。		

### 従業員やテナントへの節電の啓発も大事です

節電啓発	・ビル全体の節電目標と具体的なアクションについて、関係全部門・テナントへ理解と協力を求める。		
	・節電担当者を決め、責任者(ビルオーナー・部門長)と関係全部門・テナントが出席したフォローアップ会議や節電パトロールを実施する。		
	・従業員の夏期の休業・休暇の分散化・長期化を促す。 ・従業員やテナントに対して、家庭での節電の必要性・方法について情報提供を行う。		

※ご注意  
 ・記載している節電効果は、建物全体の消費電力に対する節電効果の想定割合の目安です。  
 ・空調については電気式空調を想定しています。  
 ・一定の条件の元での試算結果ですので、各々の建物の利用状況により削減値は異なります。  
 ・方策により効果が重複するものがあるため、単純に合計はできません。  
 ・節電を意図しすぎるあまり、保健衛生上、安全上及び管理上不適切なものにならないようご注意ください。

<出典: 資源エネルギー庁資料より抜粋>

# DECCの建物の電力消費実態

## 大規模事務所 (電力主体空調熱源の事例)

- 夏季昼間平均電力消費は4月比6割以上増加
- 増加は主として空調
- 9時～18時頃までおおむね一定の電力使用量
- ピーク時は照明・コンセントが35%、空調熱源が33%程度を占める

### 照明・コンセントと空調での節電がポイント



## 大規模事務所 (電力+蓄熱の事例)

- 夏季昼間平均電力消費は4月比2～4割程度増加
- 蓄熱効果によりピーク時間帯はシフト
- 放熱時間帯は照明・コンセントが50%以上を占める

### ピークシフトの時間帯調整と照明・コンセントでの節電がポイント



## 大規模事務所 (吸収冷温水機の事例)

- 夏季昼間平均電力消費は4月比2割程度増加
- 増加は主として空調
- 9時～18時頃までおおむね一定の電力使用量
- ピーク時は照明・コンセントが54%を占める

### 照明・コンセントでの節電がポイント



## 中小規模事務所 (パッケージエアコンの事例)

- 夏季昼間平均電力消費は4月比4割程度増加
- 増加は主として空調
- 9時～18時頃までおおむね一定の電力使用量
- ピーク時は照明・コンセントが43%、パッケージエアコンが54%を占める

### 照明・コンセントとパッケージエアコンでの節電がポイント



# DECCに基づく業容建築物の 夏季節電方策に関わる緊急提言

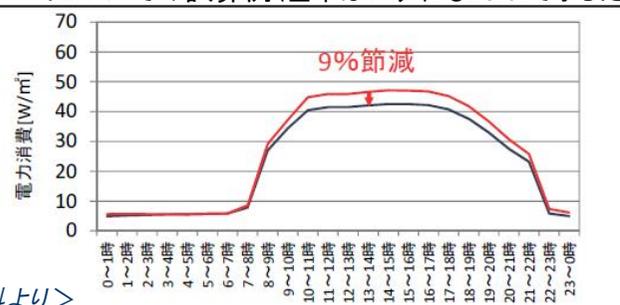
- 提言 1. 節電対策前の実情の把握のお奨め
- 提言 2. 運用等に伴う節電の基本を知ることが大切
- 提言 3. 夏季電力ピークを迎える前に節電対策を試行されることのお奨め
- 提言 4. 照明設備の節電が取り組みやすく、かつ効果的
  - ①照度設定の見直し
  - ②照明器具の間引き
  - ③使用しない部屋の消灯
  - ④タスクライト(局所照明)の活用
  - ⑤効率化照明器具(Hf 型蛍光灯/LED 等)への変更
- 提言 5. 零号設備の節電が重要
- 提言 6. 事務機器等の節電が重要
- 提言 7. 冷蔵設備等も重要な節電対象
- 提言 8. その他の設備の節電(提言1～7の実施で不十分な場合)
- 提言 9. 電力低消費機器等の導入

## ◆節電方策実施後(After)の状態の推定

### 照明電力節減による効果事例(大規模事務所ビル)

節電効果として、照度設定の見直しや照明器具の間引き等の対策により、照度を50%とした場合を想定。事務所においては、照明電力(事例からの推定も含む)を50%節減し、基準モデルとの差を節電効果とした。

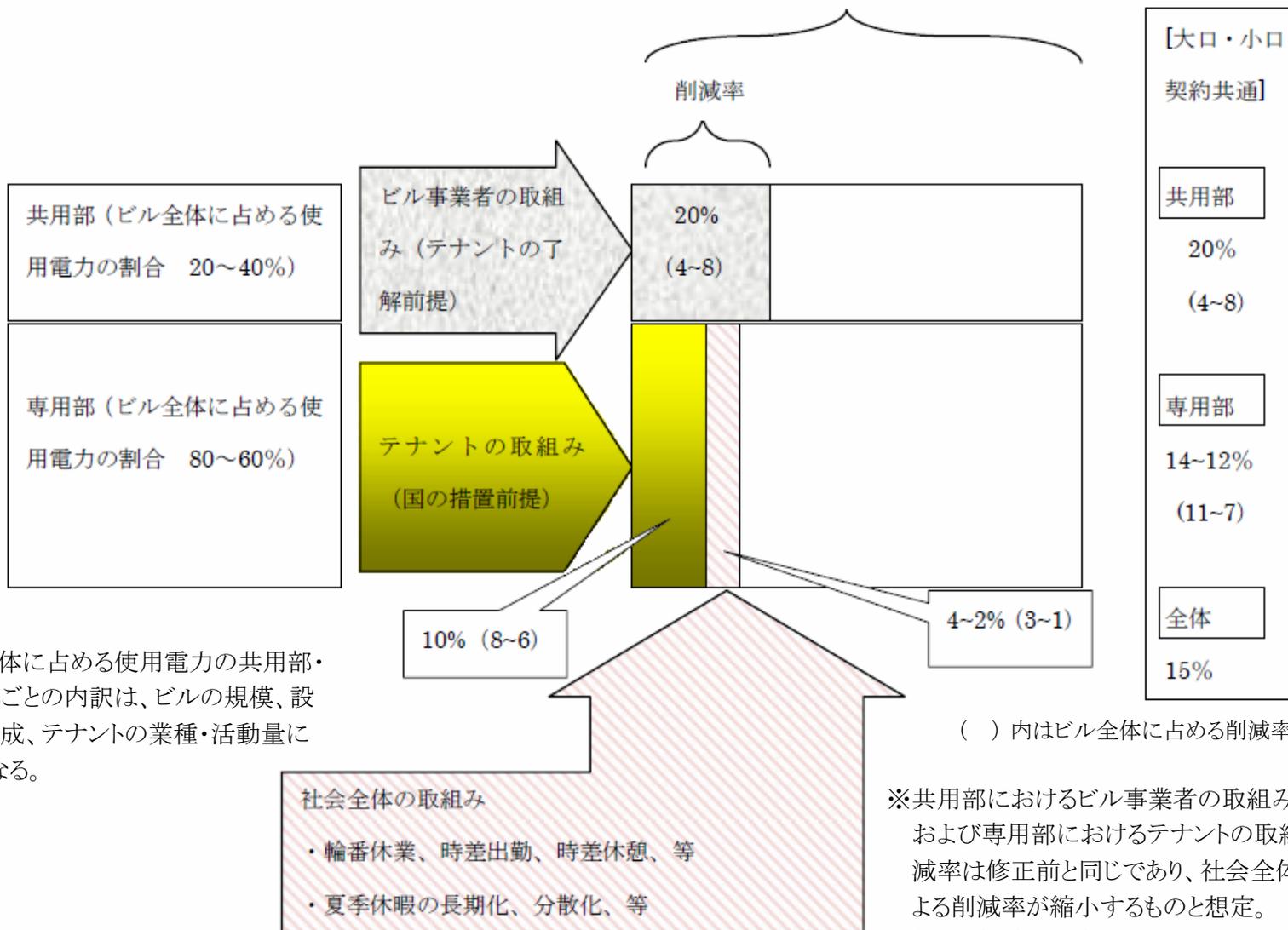
照明や空調、冷蔵設備など、節電効果の大きなものについての試算例(基準はいずれもBeforeで示した値)



<出典:DECCに基づく業容建築物の夏季節電方策に関わる緊急提言資料より>

# 日本ビルディング協会連合会の緊急行動計画の数値目標

ビル全体の使用電力



※ビル全体に占める使用電力の共用部・専用部ごとの内訳は、ビルの規模、設備の構成、テナントの業種・活動量により異なる。

※共用部におけるビル事業者の取組みによる削減率、および専用部におけるテナントの取組みによる削減率は修正前と同じであり、社会全体の取組みによる削減率が縮小するものと想定。  
 なお、削減率の内訳については、現時点で一定のシミュレーションをもとにしたイメージであり、今後の積上げ作業の結果、変更することがある。

# 緊急行動計画の対策メニュー例

## 1. 照明の節電対策

- ・Hf(高周波点灯形照明器具)やLEDへの転換
- ・共用部のみならず専用部を含めた照明の間引き
- ・装飾用照明の消灯

## 2. 照明以外の節電対策

- ・空調設定温度の緩和や共用部空調の一部停止
- ・エレベータ・エスカレータの運転台数制限の徹底
- ・ジェットタオル、電気湯沸かし器、暖房便座の停止
- ・空調・換気運転の削減、駐車場循環ファンの停止
- ・共用部自動販売機の原則停止
- ・窓への遮光フィルムの貼付

## 3. テナントへの節電対策の要請

- ・個別空調の適切な温度設定や一部停止
- ・クールビズの更なる軽装化
- ・ブラインド・カーテンの活用
- ・こまめな消灯や待機電力の削減、節水
- ・OA機器の省エネ対応の徹底



# 節電のための緊急行動計画で 報告のあった具体的方策

## 1. 照明設備に関する対策

- ・ EVホール、玄関ホール、廊下、駐車場など共有部での、照明器具の間引きや照度調節による減灯(減灯率は50%が多い)
- ・ トイレ、給湯室、階段室、倉庫、機械室など、常時点灯から使用時のみ点灯に変更(あるいは人感センサー設置)
- ・ 専用部の不要な照明器具の間引き(間引き率は30%が多い)や照度調整による減灯(750ルクスから300~400ルクスへの調整が多い)
- ・ 省エネ型照明器具への変更(Hf化・LED化)

## 2. 熱源・空調・換気設備に関する対策

- ・ 空調設定温度を28°Cに調整(調整前は25~27°Cまでさまざま)
- ・ 共用部空調機の停止、温度緩和、間欠運転
- ・ 外気導入の制限によるCO2濃度の調整(900ppmへの調整など)
- ・ 駐車場、機械室、倉庫などの換気運転の抑制
- ・ 蓄熱システム(深夜電力利用)やコジェネレーションのさらなる利用
- ・ 電気式熱源機の運転を抑制し、併用しているガス式の運転比率を上げる

# 節電のための緊急行動計画で 報告のあった具体的方策

## 3. その他の対策

- ・ エレベーター運転台数の制限(停止率は20～50%までさまざま)
- ・ 代行手段がある場合のエスカレーター停止
- ・ ハンドドライヤー、暖房便座、手洗い温水、電気式給湯器の停止

## 4. テナントに協力を要請する対策

### 【協力要請方法】

- ・ テナント協議会をとおしての協力要請
- ・ 依頼状の配布
- ・ ポスター
- ・ ステッカー
- ・ 省エネ啓発リーフレット(連合会中小ビル経営者研究会作成)
- ・ メッセージ入りうちわ など

### 【対策の内容】

- ・ 居室内でのこまめな消灯・減灯
- ・ テナント個別空調の運転抑制等
- ・ OA機器のこまめなオン・オフ等
- ・ 窓のブラインド・カーテンの活用 など

# 会員企業によるテナントとの協働の取組事例

## J社

テナントと節電に関する覚書を締結

(冷房設定温度28℃、パソコンの省電力モード活用など)

覚書どおり実施した場合、優遇策を実施

(太陽光発電の一部を無償供与、ビル壁面の電光掲示板を無料で広告として貸与)

## Y社

節電した電気料金相当額をテナントに還元

・共用部の電気料の削減分(昨年同月比)を契約面積で按分して還元

・室内設定温度を高くした場合、計算によりセントラル空調にかかわる節電相当分を還元

## MT社

待機電力の把握および削減、節電対策の効果検証のため、テナント室内における電灯・コンセント・空調にかかわる使用電力について、インターネットを利用した「見える化」を実験中

## MB社

テナントが、自社の電気使用量(時間・エリア・用途別)をWEB上で一目で把握できるシステム開発

# 保有ビルの節電状況調査票

エリア	ビル名称	契約電力 kW	指定値 kW	使用限界値 kW	変更契約電力 kW	7～9月 共用部通常節電メニュー																緊急節電メニュー-1 (使用限界値の95%を超えるとき)	緊急節電メニュー-2 (国より緊急節電依頼があった場合)	
						エントランス照明間引	廊下照明間引	ELVホール照明間引	便所照明間引	駐車場照明間引	自販機照明間引	共用部空調停止	共用部空調温度緩和(29℃)	ELV機械室温度(32℃)	電気室PAC運転、換気停止	駐車場ファン停止	ウォシュレット便座・温水OFF	エアタオル停止	トイレ電温水器停止	給湯室電温水器停止	ELV運転台数間引			ESC運転停止
●● エリア	Aビル	449 kW	-	-	-	○	○	○	○	○	○	×	○	○	△	-	○	○	○	△	×	-		変電室給排気FAN停止 専用部空調機一部停止の緊急要請
	Bビル	547 kW	509kW ⇒対象外	433kW ⇒対象外	433 kW	○	○	○	○	○	×	○	○	-	△	○	○	○	○	○	×	-		ELV1台
	Cビル	583 kW	583kW ⇒対象外	496kW ⇒対象外	496 kW	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	-	○	○	○	-		テナント4階・6階大部屋個別空調機の1台停止
	Dビル	466 kW	-	-	350 kW	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	×	○	△	△		EV運転台数調整、ESC運転停止、共用部照明消灯強化・テナント様に対する空調機の一部運転停止の緊急要請
	Eビル	2,484 kW	2,484 kW	2,112 kW	2,112 kW	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	×	①ELV4台・駐車場排気ファン2台 ②電気室PAC及び給排気ファン ③熱源停止	ELV4台・駐車場排気ファン2台 電気室PAC及び給排気ファン
	Fビル	3,078 kW	3,078 kW	2,617 kW	-	○	○	○	×	-	○	×	○	×	×	-	○	×	×	×	×	×	ターボ冷凍機1台の停止	B2～5階までの外調機の間欠運転実施 水解水ポンプ1台の停止
	Gビル	444 kW	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	-	△	-		

# テナントの要望事項他

## 1. データの開示

- ・毎月のデータ開示、前年比データ開示

## 2. 照明に関する要望

- ・照度と測定、照明削減効果の説明、照度と安全性の説明、ビル側でのLED照明の購入を検討、管球保管箱の支給、照明取り外し後の不具合があれば再度取り付けの要望等

## 3. 空調に関する要望

- ・温度計の設置、効率的な運転方法の説明、窓の開放、窓へのフィルム貼付、ブラインドの他ロールスクリーンの設置要望、28℃の定義(室温か設定温度か室のどの場所か等々)、空調の強制操作等々

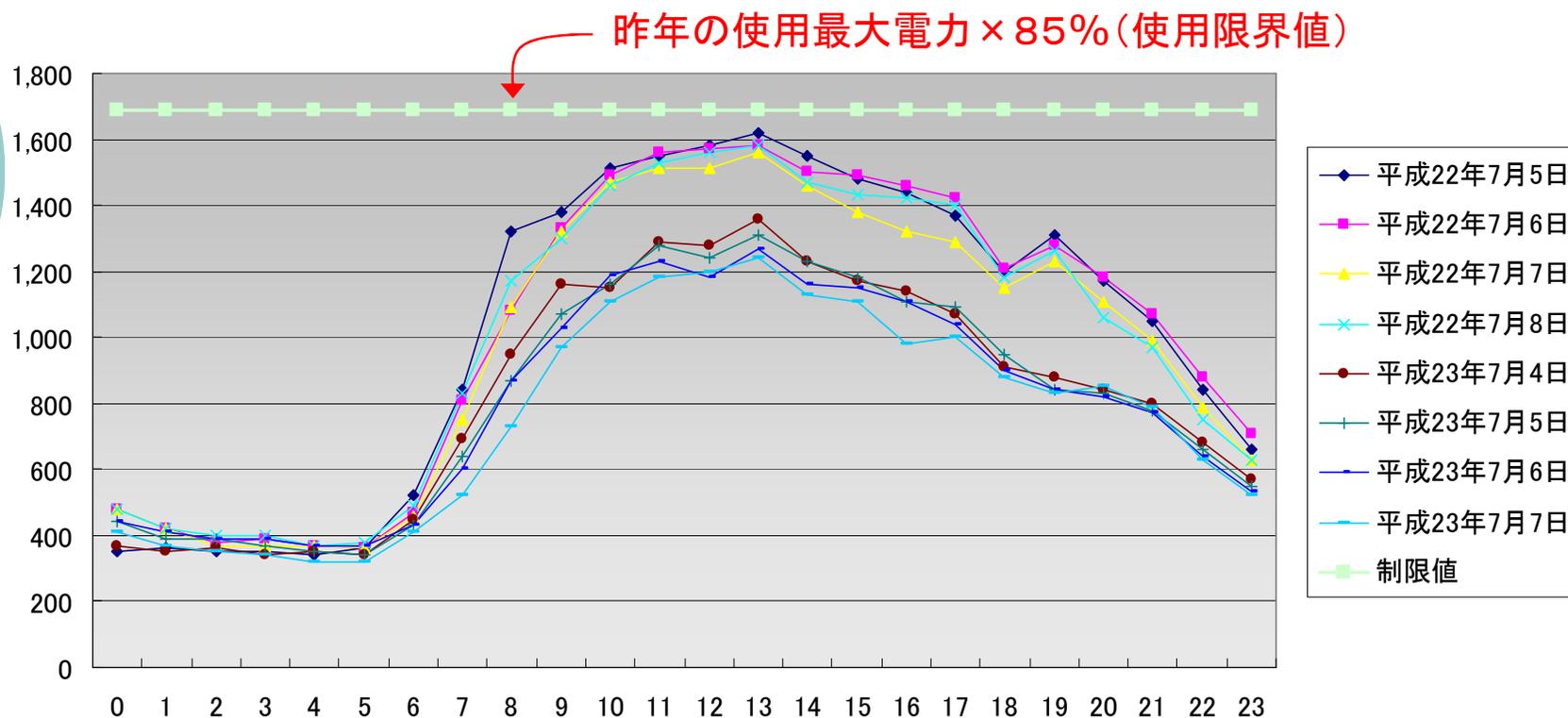
## 4. テナント側の消極的反応として

- ・応接室等の接客室の照明は削減の限度あり、業務性格上(詳細な書類対応等)照明の間引きに限度あり、共用部の夜間照明の照度と防犯上の懸念、店舗の場合場所により限度あり、人員割合やPC台数が多い部屋の温度調整の懸念、給湯器は接客上必要、シャワートイレの要望等々

## 5. テナント側での対応内容

- ・サマータイム実施、日中は全消灯、空調間引き運転(天井カセットヒートポンプパッケージ型)、PCモニター2分でOFF、退社時にPCコンセントを外す、木金休日土日出勤、テナントとして30%削減の会社あり等々

# Xビルの節電効果(最大電力)

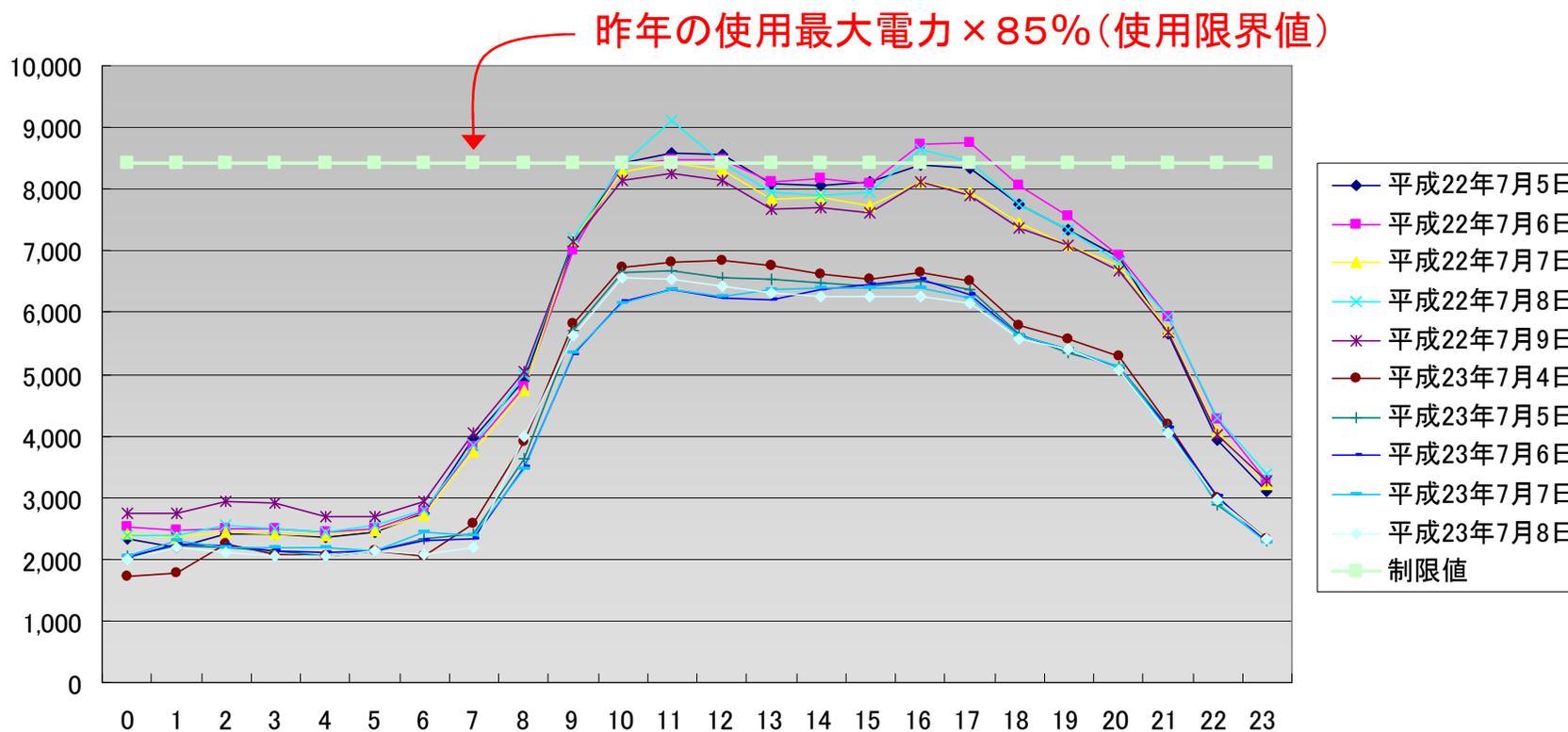


平成22年度平均デマンド: 1,585kw  
(7/5-8の4日間)

平成23年度平均デマンド: 1,295kw  
(7/4-7の4日間)

**対前年比電力量  
約20~24%低減**

# Yビルの節電効果(最大電力)



平成22年度平均デマンド:8,624kw  
(7/5-8の4日間)

平成23年度平均デマンド:6,608kw  
(7/4-7の4日間)

対前年比電力量  
約20~26%低減

# テナント対応 節電対策

## テナントの皆様へのお願い

### ■空調設定温度28℃

(不在時等のこまめな空調停止)



### ■照明の間引き<1/3 ~ 1/2 を目標>

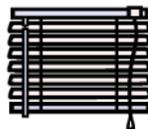
(取外し作業は、当ビル管理室にご依頼下さい)



### ■昼休み等の消灯推進、不用時のこまめな消灯

### ■ブラインドの利用：室内の空調熱負荷低減

(営業時間終了後の遮蔽<早朝からの熱負荷遮断>等)



### ■パソコンの不要時、離席時の電源オフ

### ■パソコン、OA機器（コピー機、FAX等）の省エネモード設定

### ■冷蔵庫・給茶器の台数減、冷蔵庫設定温度「弱」

### ■可能な場合は、サーバーの休日電源オフ



### ■室内における待機電力の削減



### ■クールビズの強化（軽装化期間の前倒し等）

## 共用部における節電対策

- ト イ レ 便座の暖房機能オフ、洗浄水「温」設定オフ
- 給 湯 室 電気温水器の停止
- 照 明 可能な範囲で間引き、消灯
- 空 調 28℃ ~ 29℃設定（場所により停止）
- 駐 車 場 排気ファンの停止、照明の一部消灯
- エレベーター 1台停止（通勤時間帯等は除く）

問い合わせ先：△△ビル

電話：××-×××-×××

# テナント対応 節電対策(具体ビル例)

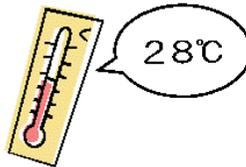
## Sビル 節電対策について (お知らせとお願い)

平素は、節電・省エネにご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
東日本大震災による電力施設への被害発生を原因とする電力供給不足を受け、当ビルにおいても、照明の削減、エスカレーターの停止等皆様のご協力をいただきながら節電対策を行っております。  
また、政府より、夏季期間(※)における電力使用量抑制に向けた数値目標を『対前年度使用実績15%削減』とする方針が示されました。  
当ビルにおいても、更なる節電に向けた対策が必要であり、共用部分においては、下記レベルに応じて順次行ってまいりますのでお知らせ致しますと共に、貸室内においては、テナントの皆様のご協力をお願い申し上げます。

### レベル1 (すでに実施している項目)

- ☑ 1. 機器運転の最適化 (効率運転)
- ☑ 2. 節水の推進 
- ☑ 3. 噴水の停止
- ☑ 4. 看板灯の消灯
- ☑ 5. 照明の削減 (昼光の利用、エントランス・トイレ・廊下・エレベーターホール等の照度削減等)
- ☑ 6. 空調機フィルターの清掃頻度の増加
- ☑ 7. エレベーター、エスカレーターの運転台数削減・停止 
- ☑ 8. 給湯機の停止

### レベル2 (電力の使用状況によって実施する項目)

- ☐ 9. 空調時の換気量調整 (現在より少なく、ファンの間欠運転、外気量の削減)
- ☐ 10. 暖房便座、ウォシュレット、ハンドドライヤーの停止
- ☐ 11. 空調温度の引き上げ (目安温度の設定・28度) 
- ☐ 12. 窓ガラス清掃の回数削減 (ゴンドラ利用)
- ☐ 13. 喫煙室の閉鎖 (外部利用)
- ☐ 14. 空調延長運転の停止

### レベル3 (緊急時に実施する対策 (実施する場合は非常放送にてご案内致します))

- ☐ 15. 空調の停止 
- ☐ 16. 開館・閉館時間の変更 (利用時間の短縮)

(※) 夏季期間：2011年7月1日(金)～2011年9月22日(木)  
時間帯：平日の9時から20時

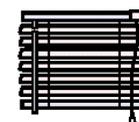
## テナントの皆様へのお願い

皆様のご理解・ご協力により、4月度は、前年度ピーク時(8月)の約14%程度に相当する電力の抑制を行うことができました。しかしながら、夏場に向けては、現在より電力使用量が増加しますので、対前年度15%削減に満たない見込みです。消費電力をさらに抑えるため、貸室内におきまして下記のような対策実施のご協力をお願い申し上げます。

- ☐ 照明器具の間引き点灯 (管球の取り外し)  
貸室内において40～50%の間引きをお願いしております。  
取外しの作業はビル側にご依頼下さい。
- ☐ 空調の一部停止  
風量調整装置 (VAV) 単位、室内単位で空調を停止することも可能ですのでご協力をお願い致します。



### 建物の遮熱性向上



ブラインドの利用

### クールビズの強化



軽装化期間の前倒し等

### 待機電力の削減



コンセントを抜く

- ☐ 給茶器の停止
- ☐ 自動販売機の停止
- ☐ うちわ・扇子の利用
- ☐ 昼休みの消灯推進
- ☐ 卓上LED電気スタンドの利用 (室内照明の消灯)
- ☐ 残業は一部屋に集中 (会議室利用等)
- ☐ パソコン・プリンター等OA機器の使用台数削減
- ☐ 夏期休業の設定・長期化・分散化 (休暇取得の奨励)
- ☐ 営業時間/日の短縮、シフト制 (休業日の出勤停止、店舗営業時間)



# 本社・保有ビルの毎日の電力使用状況開示



# 緊急節電による改善及び今後のオフィス

- ・ **計画停電回避**・・・快適性・知的生産性を一時下げても緊急節電の実施  
(CO2削減に逆行する場合もあり)



- ・ **オフィスのあり方**・・・オフィスで働く人たちの快適性・知的生産性の向上を図る中で経済効率を考慮しつつ環境効率を高め  
ていく。

- ・ **今夏以降の供給対策**・・・火力発電の増設・ガスタービン緊急電源導入・  
自家用発電機の活用・蓄電池の設置等々、中  
長期的には自然再生エネルギーの普及拡大

# 緊急節電による改善及び今後のオフィス

## ■ 緊急節電による意識変革及び改善

### 1. エネルギーの見える化による無駄の削減・効率的な運用

- ・エネルギー使用機器類の運転の適正化による効率的な運用
- ・外気導入量の見直し等による効率的な運用
- ・事務機器類の省電力への対応
- ・使用していない室の機器類のOFF等、無駄な電気の使用の無駄削減
- ・基本料金の見直し
- ・オフィスの電気容量の考え方・見直し

### 2. 効率的な機器類への改修・更新

- ・LED導入の普及拡大
- ・高効率空調の更新
- ・再生エネルギーへの対応

### 3. 変革する照明照度のあり方(節電の大きな役割及び意識改革のポイント)

- ・明るさの考え方